

日本K-ABCアセスメント学会倫理綱領

〈前文〉

日本K-ABCアセスメント学会員（以下、本学会員とする）は、その活動や研究によって得られた知識と技能を、支援が必要な人へ提供し、その人の発達や健康に寄与しなければならない。また、本学会員は、心理アセスメントに関する自らの業務及び研究にあたっては、支援を受ける人への倫理的配慮ならびに社会的責任を持ち、以下の綱領を遵守する義務を負うものである。

〈責任と人権の尊重〉

第1条 本学会員は、その心理アセスメント業務の遂行に際して、人権尊重を第一義と心得なければならない。

2 本学会員は、心理アセスメントに関する自らの業務の及ぼす結果に責任をもたなければならない。

3 本学会員は、その業務の遂行に際しては、個人的、組織的及び政治的な目的のためにこれを行ってはならない。

〈技能及び資質〉

第2条 本学会員は、本学会が定める専門的技能を活用して、支援ニーズのある対象者および学校、児童福祉機関、医療機関、司法機関等の対象機関（以下「対象機関」という）に対して支援を行うものとする。

2 本学会員は、常に心理アセスメントの実施や解釈に関する知識と技能を研鑽し、高度の技術水準を保ち、自らの資質の向上に努めるとともに、自らの能力と技能の限界についても十分にわきまえておかななければならない。

3 本学会員は、心理アセスメントの実施において検査の手順や技能を確実に身につけた上で、標準化された手続きを遵守しなければならない。

〈説明と理解〉

第3条 本学会員は、対象者に心理アセスメントを行うに際して、対象者の人権に配慮し、実施する心理アセスメントとその取り扱いについて事前に十分に説明し理解を得ておかななければならない。なお、対象者が未成年の場合には、その保護者にも説明し理解を得ておかななければならない。

〈援助・指導〉

第4条 本学会員は、自己の専門的技能の範囲内で業務を行うと共に、常に最善の専門的援助・指導を提供するよう、アセスメント結果の解釈についての知識と技能を高めていかなければならない。

2 本学会員は、対象者および対象機関等の信頼を不当に利用しないように留意しなければならない。

3 ハラスメントを決して行わない。

〈研究〉

第5条 本学会員は、心理アセスメントに関する研究を行うに際して、対象者および対象機関等の関係者の研究協力の意志を尊重し、過度な勧誘や強制があつてはならない。

2 本学会員は、対象者および対象機関等に、その研究の目的や方法などを説明し同意を得た上で行わなければならない。

3 本学会員は、研究成果を公表するにあたり、学術的に公正であり、社会的責任を明白にしなければならない。

〈秘密保持〉

第6条 本学会員は、業務上知り得た個人情報や事項の保護に努め、必要と判断した以外の内容を他の者に漏らしてはならない。

2 本学会員は、事例又は研究の公表に際して、プライバシーに関わる資料は、発表・掲載の了承を得た上で行わなければならない。

〈公開〉

第7条 本学会員は、一般の人々に対して心理アセスメントに関する知識又は専門的意見を公開する場合には公正を期さなければならない。また、本学会員は、心理アセスメントに関する知的財産権に関わるような検査の内容の漏洩に留意しなければならない。

2 本学会員は、前項の内容が、商業的、宣伝的、広告的な場合は、社会的影響について責任がもてるようにしなければならない。

〈他の専門職との関係〉

第8条 本学会員は、他の専門職の使命、権利、技術を尊重し相互の連携に配慮するとともに、その業務の遂行に支障をきたさないように心がけなければならない。

〈倫理の遵守〉

第10条 本学会員は、この倫理綱領を十分に理解し、遵守するよう常に注意しなければならない。

2 本学会員は、違反の申告が発生した際には、倫理委員会の調査・裁定を受ける場合がある。

〈補則〉

第11条 本綱領の具体的な倫理基準、倫理規程は、理事長が別に定める。

附則

1. 本倫理綱領は、平成30年4月1日から施行する。